

令和3年4月13日

○意見書を投函された方へ

宮崎大学学生支援部
学生生活支援課

意見書に対する回答について

<投書内容>

課外活動関連での特別欠席の取扱いについて、複数のご意見をいただきました。

- ① 部活動の遠征、大会の際にも特別欠席を許可していただきたいです。せめて、全国規模の大会だけでも特別欠席を許可していただけることを切実に願います。
- ② 部活動において大会等における特別欠席願が受け取っていただけなくなったので、大会の参加が難しくなっています。以前のような通常の大会参加でも特別欠席を取れるようにしていただけると幸いです。
- ③ 部活動の大会で特別欠席願が受理されなくなりました。ぜひ特別欠席の許諾をいただきたいです。

(令和3年4月12日受付)

<回答>

以下の通り回答致します。

- ① 『キャンパスガイド』に明記してありますように、授業には原則として全ての回に出席しなければなりません。が、欠席理由によっては特別欠席となる場合があります。
- ② 課外活動関連での欠席については、「宮崎大学基礎教育科目の受講及び成績評価に関する細則」及び、医学部を除く各部局の「専門科目の履修（受講及び試験に関する）細則」等において、「大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式な派遣依頼があり、副学長（教育・学生担当）が認めたとき」または「大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき」に特別欠席を願い出ることができま

す。ただし、期間や回数について制限する場合があります。

- ③ 以上のように、課外活動関連での特別欠席の願い出については、従前から厳しい要件が課されておりましたが、学生の皆様の課外活動を支援し、学生生活を有意義なものにするという立場から、前広に対応してきた経緯があります。
- ④ しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内外で開催される遠征や大会参加等での感染リスクが懸念されるようになり、また、遠隔授業の増加に伴い、特別欠席に伴う補講の実施等、補填措置の実施についても困難を来すようになりました。
- ⑤ 以上のことから、2020年（令和2年）10月より、課外活動関連での欠席については上記②の取り決めに厳格に遵守することとし、各課外活動団体にもお伝えしたところです。各課外活動団体への周知が不徹底であった点については深くお詫び申し上げます。
- ⑥ 課外活動に参加される学生の皆様におかれましては、上記の経緯についてご理解いただくとともに、新型コロナウイルスの感染対策に十分留意されたうえで、課外活動を通して有意義な学生生活を過ごされることを望みます。